



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 落札に係る役務  
長野県庁舎等清掃作業委託
- 2 契約に関する事務を担当するチームの名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用チーム  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 落札者を決定した日  
平成18年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
(1) 名称 株式会社キョウワ・コーポレーション  
(2) 住所 栃木県宇都宮市元今泉四丁目8番22号
- 5 落札金額  
24,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成18年2月13日

財産活用チーム

公告

平成18年5月22日、千曲市西部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年5月25日、長野県中信平右岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年5月26日、松本市中山土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,108.38 <sup>ha</sup>
	土砂流出防備保安林	82.92
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,665.08
	土砂流出防備保安林	54.72
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,890.34
	土砂流出防備保安林	330.78
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,058.32
	土砂流出防備保安林	548.42
天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,163.57
	土砂流出防備保安林	831.46
木曾谷(木曾郡)	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,067.65
	土砂流出防備保安林	248.63
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,186.61
	土砂流出防備保安林	741.94
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源かん養保安林 干害防備保安林	210.54
	土砂流出防備保安林	111.66
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源かん養保安林	322.42
	土砂流出防備保安林	73.27
諏訪郡富士見町立沢字種ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字水室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.03

長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくりチーム

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年6月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ上田店  
上田市大字小泉高田715-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4	5
出口	4	5
合計	8	10

位置は届出書に添付された図面のとおり

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時～午後8時	午前5時～午後8時

- 4 変更する年月日  
平成18年6月1日
- 5 届出年月日  
平成18年5月17日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間  
平成18年6月1日から平成18年10月1日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

## 公告

佐久市による八幡地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成11年5月28日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
佐久市
- 4 事務所の所在地  
佐久市中込3056番地
- 5 工事着手年月日  
平成11年12月27日
- 6 工事完了年月日  
平成14年3月29日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

南佐久郡南牧村による広瀬野辺山地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成12年5月10日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成12年12月11日
- 6 工事完了年月日  
平成13年12月17日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

南佐久郡南牧村による茶せぎ地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成12年5月10日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村

- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成12年11月21日
- 6 工事完了年月日  
平成14年3月27日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南牧村による樽の原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成14年5月9日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成14年11月18日
- 6 工事完了年月日  
平成16年3月25日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南牧村による牛首地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
団体営かんがい排水事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成2年5月7日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成2年10月30日
- 6 工事完了年月日  
平成5年12月27日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南牧村による釜の前地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
団体営土地改良総合整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成5年12月15日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成5年11月30日
- 6 工事完了年月日  
平成7年3月10日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南牧村による高石地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
団体営農道整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成5年7月16日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南牧村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南牧村大字海ノ口1051番地
- 5 工事着手年月日  
平成5年12月17日
- 6 工事完了年月日  
平成9年2月28日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による中土地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成13年5月9日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村

- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成13年12月3日
- 6 工事完了年月日  
平成18年2月24日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による立原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成9年6月23日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成9年11月12日
- 6 工事完了年月日  
平成11年3月10日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による日向地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成10年8月18日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成10年12月3日
- 6 工事完了年月日  
平成12年3月10日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による小沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成10年8月18日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成10年12月18日
- 6 工事完了年月日  
平成13年3月10日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による長張地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成12年5月9日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成12年10月31日
- 6 工事完了年月日  
平成16年7月9日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による上野地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成11年6月1日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村

- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成12年1月18日
- 6 工事完了年月日  
平成13年3月30日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡南相木村による上野地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日  
平成14年5月30日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡南相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡南相木村3525番地1
- 5 工事着手年月日  
平成14年10月9日
- 6 工事完了年月日  
平成18年3月22日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

南佐久郡北相木村による加和志地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成10年8月18日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
南佐久郡北相木村
- 4 事務所の所在地  
南佐久郡北相木村2744番地
- 5 工事着手年月日  
平成11年7月14日
- 6 工事完了年月日  
平成12年3月24日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

小諸市御牧原土地改良区の土地改良事業（御牧原地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成13年6月30日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
小諸市御牧原土地改良区
- 4 事務所の所在地  
小諸市加増三丁目6番22号
- 5 工事着手年月日  
平成13年11月5日
- 6 工事完了年月日  
平成18年3月14日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

立科土地改良区の土地改良事業（八丁地地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
土地改良総合整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成4年6月4日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
立科土地改良区
- 4 事務所の所在地  
北佐久郡立科町大字芦田2532番地
- 5 工事着手年月日  
平成4年8月17日
- 6 工事完了年月日  
平成7年5月25日

水と土・郷づくりチーム

#### 公告

立科土地改良区の土地改良事業（簇屋地区）の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月1日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

- 1 土地改良事業の名称  
土地改良総合整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日  
平成4年6月4日
- 3 土地改良事業を行った者の名称  
立科土地改良区



- 4 事務所の所在地  
北佐久郡立科町大字芦田2532番地
- 5 工事着手年月日  
平成4年8月17日
- 6 工事完了年月日  
平成5年3月19日

水と土・郷づくりチーム

## 公告

東御市による布下地区(加沢新堰工区)の土地改良事業  
施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、  
次のように縦覧に供します。

平成18年6月1日

長野県上小地方事務所長 田中利明

### 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し  
(2) 土地改良事業計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成18年6月2日から6月29日まで

### 3 縦覧の場所

東御市役所

水と土・郷づくりチーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月1日

長野県環境保全研究所長 荒井英彦

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
原子吸光度計 一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間  
長野県環境保全研究所長が定める日から平成19年3月31日まで
- (4) 借入場所  
長野市安茂里米村1978  
長野県環境保全研究所 安茂里庁舎
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市安茂里米村1978(郵便番号 380-0944)

長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研究情報チーム

電話 026(227)0354

### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年6月14日(水) 午後1時30分  
イ 場所 長野県環境保全研究所 安茂里庁舎研修室
- (3) 郵送入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。

### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

水資源チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月1日

長野県小諸養護学校長 畑 田 治

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県小諸養護学校施設機械警備業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書のとおりです。

## (3) 履行期間

平成18年8月1日から平成19年3月31日まで

## (4) 履行場所

仕様書のとおりです。

## (5) 入札方法

履行期間における委託料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に支店又は営業所を有する者であること。

(5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を長野県公安委員会に行った者であること。

(6) 警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）第3条に規定する要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

小諸市大字市字中原824-3

長野県小諸養護学校

電話 0267 (22) 6300

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月30日（金） 午前10時

イ 場所 長野県小諸養護学校 会議室

## (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年6月23日（金）午後5時までに、上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要です。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

自律教育チーム